

福島県PTA連合会会報  
第79号\_H21.07.13

第79号

福島県PTA連合会  
編集/調査広報委員会  
印刷/泉印刷所

PTAふくしま



子どもといっしょに  
たこ  
凧づくり



〔提供 磐梯町立磐梯第二小学校〕

《主な記事》

- 県P連会長あいさつ P 1
- 退任あいさつ・新役員紹介 P 2
- 第44回広報紙・学校新聞コンクール受賞校紹介 P 3
- 日中友好少年少女の翼に参加して P 4
- 健全育成委員会調査報告 P 4~5
- 安全互助会から P 6

●県P連会長あいさつ



福島県PTA連合会  
会長 浪岡 真澄

PTA会員の皆さん、日頃よりPTA活動に尽力いただきありがとうございますことに感謝申し上げます。今年度も福島県PTA連合会は「子どもと親とが 共に育つ PTA活動を」スローガンに、家庭教育の充実を応援いたします。私も会長二年目として魅力ある会の運営に努めていきたいと思っております。

さて、今時代の流れとともに子どもたちの生活環境が大きく変化しております。景気の低迷、凶悪犯罪の増加、そして低年齢化、子どもを対象にした犯罪の増加など、子育てをしていく上で保護者の不安が増え、子どもから目が離せない状況になっていきます。

私の幼少のころと比較するには時代が違いすぎますが、学校帰りの道草や友達との遊びによって、親の知らない秘密、多少危険な挑戦もしてきました。それが今の時代をリードする大人の強い精神力、体力につながっているのではないのでしょうか。

子どもたちが伸び伸びと遊び、

生活できる環境をつくるために今すぐできることは、やはり地域との連携だと思います。地域全体で犯罪が起きない環境、犯罪者が近づけない状況をつくり、親の目の届かない所を地域にカバーしていただき、みんなで子どもたちを守っていく、それによって子どもたちが自由に遊び、伸び伸びと生活できる環境づくりができるのではないのでしょうか。そして保護者一人一人が、できる限り地域の活動に参加して恩返しをすることになると思います。

保護者の皆さん、子どもたちが活躍する未来は決して明るいとはいえないかもしれません。そんな時代を強く生き抜く力を、いろいろな体験の中で鍛えてあげなければなりません。保護者の皆さん、子どもたちが伸び伸びと生活できる環境を地域と連携してつくり上げましょう。福島県PTA連合会も皆さんの活動を応援していきます。

県P連活動スローガン 子と親とが 共に育つ PTA活動を

●県PTA連副会長あいさつ



後継者不足解消にむけて

前福島県PTA連合会

副会長 金子雄治

平成十九年度、二十年度と福島県PTA連合会の副会長を務めさせていただきました。当初私のよ

うな者には荷が重過ぎると不安もありましたが、根本前会長、浪岡会長の下、何とか職責を全う出来

てほっとしております。またこの二年間、県の研究大会、全国大会

その他の研修会等に参加させていただき、いろいろな勉強が出来ましたことと、大変貴重な経験をさせていただきましたことに対し、

機会を与えていただいた皆様方に感謝を申し上げます。さて、本業の仕事の関係上、農家の方々と接する機会が多いのですが、今一番の問題になっているのが後継者不足です。農業は3K職業の一つと言う人もいてその関係で後を継ぐ人が少ないのかと思っていました。よくよく話を聞いてみると後を継ぐべき子どもたちに対し、親が「農業はきつい」「農業では食べていけない」「農家は大変」と負のイメージしか伝えていないのが最大の原因のようです。対照的に若い人が後を継いでいる農家では、親子で目標と夢に

向かい、やりがいを持って頑張っている方がほとんどなのです。

PTAの分科会や集会等で役員になり手がいない、会長の後継者がいないということが話題に上ることがありますが、根源には同じような原因があるのではないのでしょうか。運動会や、ボランティア活動など学校行事には参加しても学級役員やPTA役員は引き受けられないという方々は「役員に

なると大変」とか「集まりが多い」「問題が起きたら大変」といった負のイメージしか持っていないようです。実際に役員を経験した方に聞くと「やって良かった、楽しかった」と言うの方がはるかに多数を占めています。

子どもたちを健やかに育てるためには、我々保護者がまず親として成長しなければなりません。そして「子と親とが共に育つPTA活動」を実現させるためにPTA活動に積極的に参画してもらえ

る多くの後継者を育てることが必要となります。これからはPTA役員の先達としてPTAの正のイメージを広く伝えていきたいと考えています。

第58回 福島県PTA研究大会 相馬大会

大会スローガン 地域一丸となったPTA活動により信頼の和を広げよう

- 日時 平成21年10月17日(土)～18日(日)
○会場 [第1日(分科会)]
●第1分科会 相馬市コミュニティーセンター
●第2分科会 相馬市総合福祉センター
●第3分科会 スポーツアリーナそうま 柔剣道場
●第4分科会 スポーツアリーナそうま アリーナ
●第5分科会 相馬市川沼体育館
●第6分科会 相馬市役所分庁舎
●第7分科会 相馬市民会館大ホール
[第2日(全体会)]
●相馬市民会館大ホール・相馬市役所分庁舎
○主催 福島県PTA連合会
○共催 相馬市教育委員会
○後援 福島県教育委員会、福島県市町村教育委員会連絡協議会、相馬市、福島県小学校長会、福島県中学校長会、(財)日本教育公務員弘済会福島県支部
○主管 相馬地方PTA連絡協議会

平成21年度 福島県PTA連合会役員一覧

Table listing PTA officers for FY2009. Columns include Vice President (副会長), Director (理事), Mother Representative (母親代表), PTA Reviewer (日P評議員), Supervisor (監事), and President (会長). Names and affiliations are listed for each role.



# 「日中友好少年少女の翼」に参加して

広野町立広野中学校  
ブスタマンテ デニカ

私が日中友好の翼に参加した理由は、プリントを見て運命を感じたからと、参加しなかったら絶対に後悔すると思っただけです。私が日中友好の翼に参加して学んだことは三つあります。

一つ目は、食事です。日本と中国の料理は全然違うと感じました。中国の料理はスープの味が薄く、ほとんどの料理は辛かったです。中国の水はあまりきれいでないので、水を頼むとぬるま湯がきます。初め

南相馬市立鹿島中学校  
只野 幸喜

僕は「少年少女の翼」で中国に行くまでは、中国にあまりいいイメージを持っていませんでした。しかし、この旅で中国に何日も滞在するうちに、持っていたイメージがガラッと変わり、中国の風土や文化など、素晴らしいところをたくさん学ぶことができました。

まず、一つ目はスケールの大きいです。バスの中からの風景を見ると、道路の幅が日本の二倍はあり、時々バスが縦に二台並んだような長いバスが走っていました。また、観光名所もとても広く、多くの人がい

てこんなに水が大切だと感じました。

二つ目は、トイレです。中国のトイレはトイレペーパーを流しません。使った紙はゴミ箱に捨てます。そのため、汚れや臭いもひどく大変でした。

三つ目は、中国の子どもたちはフレンドリーだということです。同じ中学生でも学習のレベルが全然違いました。一緒に授業を受けましたが、習ったところは日本の教科書では発展的学習になっているところなので、日本では少しか習いません。英語の話し方もわたしより数倍上手で、わたしが分からなかったところをわたしに伝えるために、紙にその単語を書いて説明してくれました。とても分

ました。その中でも、特に印象に残っているのが「万里の長城」です。「万里の長城」には、男坂と女坂があり、僕たちは女坂を上りました。しかし、いくら進んでも頂上にはたどり着けませんでしたが、さすが、途中から見た景色は広々とし、美しかったです。

二つ目は、食文化の違いです。僕は、中華料理というのと、どれも辛いと想像していましたが、実際に、四川料理はとても辛く、一口食べただけで、汗が大量に出てきました。しかし、辛いものもありません。しかも、おいしいだけでなく、中国にもマクドナルドやケンタッキーがあったことでした。

そして、この旅で学んだ最も大切なことは、交流の大切さです。最後の日の交流会では、中国の学

かりやすく、理解することができました。一緒にステージで歌い、遊びました。

たぐさんの思い出を作ることができました。なかでも、一番最高の思い出は、日本各地の人と友達になったことです。遠く離れていても心はずっとつながっています。今でもメールや電話、手紙で連絡をとっています。将来、会う約束をしています。この約束を果たすことが今の夢です。

日中友好の翼に参加して、心も成長し、たぐさんの初めてを体験しました。そして、わたしはこれからいろんなことにチャレンジすることになりました。この経験から学んだことを生活に生かしていきたいと思えます。

生さんと一緒に、昼食をとったり、プレゼント交換をしたりすることができました。さらに、思い切って話してみることが、予想以上に自分の言いたいことが伝わりました。その気持ちは、他の参加者も同じだったようで、時間が経つにつれ、だんだんと打ち解け、たぐさんの友達を作ることができました。言語や文化が違っていても、積極的にコミュニケーションを図れば、交流を深めることができ、お互いの理解につながると実感できました。

この研修を通して学んだことは、これから生きていくうえでも、とても大切なことで、きつと役に立つと思います。今回は、このような貴重な体験をさせていただいたことにとても感謝しています。本当にありがとうございます。

## 子どもの携帯電話所持等に関するアンケート(二年次)の集計から(健全育成委員会)

このたび各都市連Pの方々のご協力により、子どもに携帯電話を持たせる上での約束事やフィルタリングなどを中心としたアンケートを実施いたしました。

子どもたちを取り巻く社会変化の中でも、携帯電話に関わるトラブルは、親としても学校としても重大な関心事です。

今回のアンケートの結果を、ご家庭や各PTAにて十分ご活用いただき、子どもたちの健全育成のために役立てただけなら幸いです。

本アンケートは、昨年十二月、県内全都市連Pの小学校五・六年、中学校一・二・三年の保護者を対象に紙面による調査を行い、会員数の約一・二%の一千九百五十一人の方から回答を得ました。各都市連Pの役員様及びアンケートにご協力くださいました会員の皆様から感謝申し上げます。

◆今回のアンケートで、あきらかになったこと(要約)

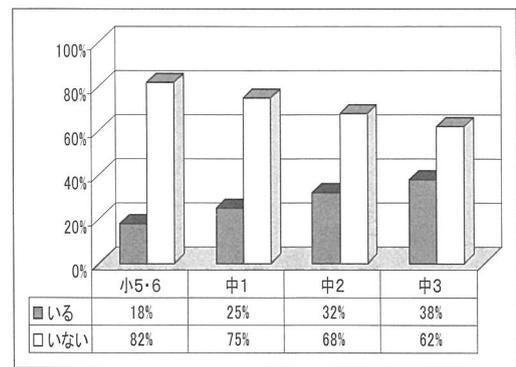
- 携帯電話のフィルタリングサービスについては、まだ十分に周知されていない
- 小・中学生のフィルタリングの実施率は、五割強である
- 小学校の五・六年生では五人に

一人、中学三年生では五人に二人の割合で携帯を持っている

○ほとんどの親が、我が子との間に携帯電話についての約束事を持っている

○約束事はほぼ守られている状況であるが、年齢がかさむにつれて、その傾向は薄くなる

○ほとんどの親は、携帯電話を持つのは、中学校卒業以降が適当であると考えている

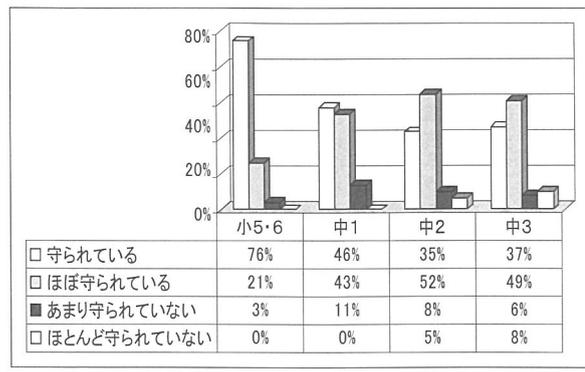


中学生全体の平均は三二%で、小学校五・六年生及び中学生の所持率は、前年度とくらべ共に二%ずつ伸びています。

福島県の中学生は、一年生ではほぼ四人に一人、三年生では三人に一人の割合で携帯を持ってることが分かりました。

次に、携帯電話を持たせている保護者の方へ、お子さんとの携帯電話の所持について約束ごとはありますか、という質問をしたところ、小・中ともに、九割近くの親が、子どもさんと携帯電話使用についての約束事を決めていることが分かりました。

さらに、押し進めて、その約束ごとは守られていますか、と質問した回答が次のグラフです。



携帯電話使用についての約束事は、小学生の間はだいぶ守られているが、年齢が進むにつれて、守られない方への傾向が強くなっていくことが見て取れました。

よく守られている約束としては、

- 家族間の連絡のみに使用する
- インターネットには接続しない
- 必要以外に使わない。使いすぎない

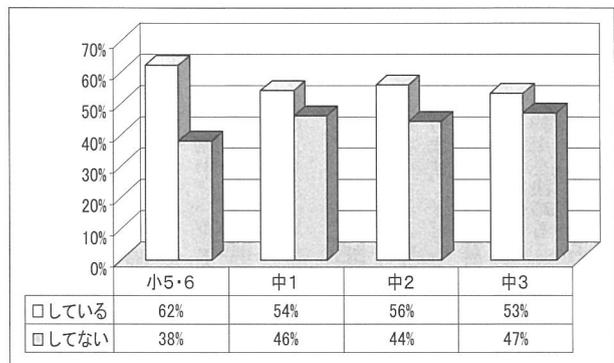
- 決められた料金を守る
- 学校には持っていかない
- メールはしない

- 使用時刻や使用場所、保管場所を守る
- 有料サイト、有料ゲームにはアクセスしない
- ロック、暗証番号をかけない

などがあげられました。逆に、約束していても守られないこととして、次のようなことが多く出されました。

- 使う時間が長い
  - 決められた料金をオーバーしている
  - 夜遅くまで携帯をいじっている
  - 音楽のダウンロードが多い
  - 有料サイト・有害サイト等にアクセスしている
  - 決められた場所に置かない
  - 携帯電話をロックしていない
- 次にフィルタリングについてです。左のグラフから、半数以上の親が、子どもの携帯にフィルタリ

ングをしていることがわかります。

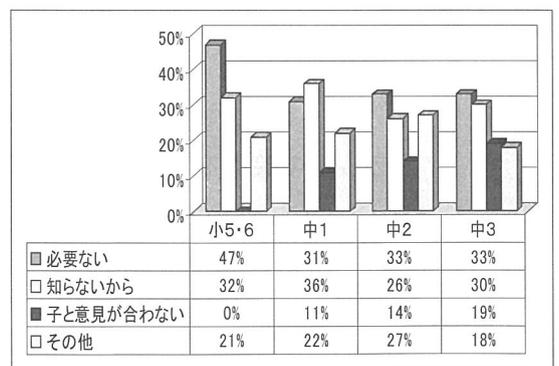


一方、フィルタリングをしていない理由として、小学生の親は、半分近くが必要がないと答えています。中学生になると、三分の一程度に減少します。また、携帯を持たせていながら、フィルタリング機能を知らない親も、各学年

三分の一程度いることが分かりました。「子との意見が合わない」

については、小学生では全く見られないのに対し、中学生では学年が上がるとつれて、意見の対立が見られるようになっていくのがグラフから

見てとれます。



最後に、子どもに携帯を持たせるのにふさわしい年齢についてですが、小学生または小学校入学前

から、子どもに携帯を持たせた方がよいと考えている親は、小学校で5%、中学校では各学年二%程度で、中学校まで範囲を広げても、一〇〜二〇%程度でした。

一方、中学校を卒業したら携帯電話を持つてもよいと答えたのは、小学生の保護者は六二%、中学生の親は各学年七五%以上となり、かなりの親が携帯を持つのは中学校を卒業してからが望ましいと考えていることが分かりました。

そのほか、携帯を持たせる時期について、次のような意見が寄せられました。

- 携帯電話は年齢にとらわれず、必要に応じて考えるべき

- 基本的には、自分で料金を支払えるようになってから

- 家庭や地域の事情によって、子どもに持たせなければならぬときがある
- 使い方に責任が持てるようになってから

- 高校でアルバイトをするようになってから
- 受験が終わったら

以上、今回のアンケート結果の概要をお知らせしてまいりましたが、「ネットいじめ」「チェーンメール」「なりすましメール」などは、決して他県の他人事ではなく、本県の小・中学生の間でも現実になっている問題です。

また、携帯電話を持っている六割以上の子どもが、プロフやブログを利用してという結果が全国的な調査から出ています。携帯電話を持つている限り、いつ、だれが被害者または加害者になるか分かりません。

子どもたちは、携帯電話に対する興味・関心が、我々大人よりもきわめて高く、我々をはるかに超えた知識を持っています。フィルタリングサービスが万能とは言えませんが、携帯電話を持たせる際は、子ども任せにしないで、親自身もよく勉強し、子どもとしっかり話し合ったり、指導した上で持たせるといった姿勢が、親としては大事なのではないでしょうか。

### 安全互助会から

常日頃より、福島県PTA安全互助会に対し、ご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

昨年からの請求手続きや用紙の変更など、ご迷惑をおかけしておりますことお詫びいたします。

各保険会社とも、金融庁からの指導で、請求手続きや請求用紙の変更をせざるを得ない状況になってきております。本会の引受保険会社である共栄火災保険株式会社も同様であるため、これまで以上に請求の手続きを厳密に審査することが求められてきました。

特に次の点、保護者の皆様にもご理解の上、間違いのないように保険金請求書類等の作成をお願いいたします。

事務手続きをされます担当の先生方には大変お骨折りをかけたいと思いますが、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 万が一、事故が発生したら

##### ① 学校に連絡してください。

学校管理下外(ただし登下校を含む)の事故に対しての補償となるため、保護者からの連絡を受けて手続きをすることになります。けがや賠償事故が起きてしまつたら、まず担任の先生に連絡してください。その際、傷害事故、賠

償事故とも、事故に至った経緯、状況を詳しく「傷害事故報告書」「賠償事故報告書」に記入して、担当の先生に提出してください。その「報告書」が、学校から本会にFAXされます。

事故日から報告が1ヶ月以上経過した場合は、遅延理由を記載していただくこととなりますので、事故が起きてしまつたら直ちに連絡してください。

##### ② 保険金の請求の記載は正確に

保険金の請求は、請求者である親権者が行うこととなりますが、請求にあたっては、次の点にご注意願います。

ア、保険金の請求書は、親権者が記載してください。筆跡が異なること認められません。学校で記載する部分は、「在籍証明書」「会員証明書」の部分だけで、それ以外はすべて請求者が記載します。イ、訂正は、訂正印での訂正をしてください。修正液等での修正は認められません。ウ、使用する印鑑は、すべて同じものをお使いください。

##### ③ 記載にあたっての注意事項

ア、「保険金請求書」と「入院・通院申告書」の記載内容が異なることがないか確認してください。イ、学童の氏名、ふりがな、など書き忘れたものについて、本会で記入することはできませんので記入漏れのないようお願いいたします。

##### ④ 請求取下げについて

「傷害事故報告書」「賠償事故報告書」を本会にFAXした後、請求日数不足や提出書類がそろわない等の理由で、請求を取下げの場合は、「保険金請求取下書」を提出(郵送)してください。

##### 【傷害事故】

学校の管理下外(家庭内、休日、スポーツ少年団、登下校時等)での急激かつ偶然な外来の事故によるけがを補償します。

熱中症、低温やけど、腱鞘炎、疲労骨折、骨粗しょう症を原因とする骨折などは、急激かつ偶然な外来の事故に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

##### 【賠償事故】

日常生活での学童の行為によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下の事故は対象外)により、学童(保護者)が賠償責任を負った場合の補償をします。

PTA活動中に、PTAが賠償責任を負った場合の補償をします。

#### 編集後記

小中学生の携帯所持制限を条例で定めた県があります。子どもの携帯所持については、いろいろな意見があるところですが、フィルタリングを含めて、各家庭での約束を決めることが大事ではないかと思えます。さらに、一度決めたことはしっかり守らせることが重要です。(T・H)

## 共栄火災

あしたの笑顔を、ひとりひとりに。

今日よりあしたが素敵であるために。  
大きな安心に包まれて、笑顔がもっと咲き誇るために。  
わたしたちは一歩ずつ前に進んでいきます。  
街に、暮らしに、あなたにスマイルを。

スマイル、前進！共栄火災



共栄火災海上保険株式会社

www.kyoeikasai.co.jp

福島県PTA連合会 (TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990)

《提携損保》共栄火災海上保険株式会社

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 JA福島ビル2F  
TEL 024-554-3006(代) FAX 024-554-3025